

(平成25年11月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成3年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月21日から同年3月1日まで

私は、平成元年7月にA社に入社し、同社及び同社の関連会社であるC社において、14年12月末まで継続して勤務した。

しかし、年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の陳述から、申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び前述の元同僚は、申立期間の前後を通じて勤務形態及び給与形態に変更はなく、継続して勤務していた旨陳述しているところ、事業主は、申立人が行っていた業務を関連会社に移したことによる転籍であり、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる旨回答している。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年1月の社会保険事務所（当時）の記録から24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の加入記録におけるA社の資格喪失日が、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である平成3年2月21日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日（離職日の翌日）を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14442

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成3年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月21日から同年3月1日まで

私は、昭和62年12月にA社に入社し、同社及び同社の関連会社であるC社において、平成8年1月まで継続して勤務した。

しかし、年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び前述の元同僚は、申立期間の前後を通じて勤務形態及び給与形態に変更はなく、継続して勤務していた旨陳述しているところ、事業主は、申立人が行っていた業務を関連会社に移したことによる転籍であり、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる旨回答している。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年1月の社会保険事務所（当時）の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の加入記録におけるA社の資格喪失日が、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である平成3年2月21日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日（離職日の翌日）を記録したことは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D工場における資格取得日に係る記録を昭和32年5月20日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月29日から同年4月1日まで  
② 昭和32年5月20日から同年6月21日まで

年金事務所から同僚の年金記録を訂正することになった旨の「お知らせ文書」が届き、自身の年金記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の被保険者記録が無いことが分かった。入社後、途中で退職することなく継続して同社に勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出された人事記録、雇用保険の加入記録及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間①において、A社に継続して勤務し（A社C工場から同社D工場に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及びA社D工場において申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の元同僚が、「異動先のA社D工場で、昭和27年4月1日から勤務を開始した。」旨陳述していることから、

昭和 27 年 4 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 工場における昭和 27 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

申立期間②について、B 社から提出された人事記録、雇用保険の加入記録及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間②において、A 社に継続して勤務し（E 組織から A 社 D 工場に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、E 組織において厚生年金保険の被保険者記録が有る複数の元同僚が、「E 組織において、申立人が昭和 32 年 5 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているのであれば、その日が A 社 D 工場に異動した日と思う。」旨陳述していることから、昭和 32 年 5 月 20 日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社 D 工場における昭和 32 年 6 月の社会保険事務所の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日又は取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14444

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年6月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月27日から同年7月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、C社及びA社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間は、会社の統合・分離により転籍した時期であるが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述及び申立人と同職種の元同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が申立人と同日の昭和35年7月1日となっている元同僚が、「A社には、昭和35年6月頃に異動した。」旨陳述していること、及び前述の給与明細書の記載内容から判断すると、同年6月27日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、年金事務所の記録によれば、A社は、昭和35年7月1日に厚生年金保

険の適用事業所となっているが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は昭和35年5月\*日に設立されており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年7月1日に14人が被保険者資格を取得している上、その14人の中には、申立人と一緒に同年6月27日にC社における被保険者資格を喪失している5人（申立人を含む。）が含まれていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述のとおり、申立期間において、A社は適用事業所としての要件を満たしていながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14445

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 19 年 7 月 19 日は 10 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。申立期間において賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写し及び平成 19 年分源泉徴収票並びに元同僚から提出された賞与支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、前述の預金通帳の写しに記されている当該賞与の振込日から、平成 19 年 7 月 19 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の預金通帳の写しの振込額及び平成 19 年分源泉徴収票並びに前述の賞与支払明細書の厚生年金保険料の控除の状況から判断すると、10 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料が無く不明である。」と回答しているが、オンライン記録によると、当初、申立期間において、A社に係る被保険者全員について賞与の記録が無かったことが確認できることから、事業主は、申立人に係る申立期間の標準賞与額について届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 51 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A社 B支店に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 15 年 12 月に係る賞与一覧表、同社の回答及びC健康保険組合の加入記録から、申立人が同年 12 月 10 日に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与一覧表の厚生年金保険料控除額から 51 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の保険料納付に係る資料を保管しておらず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間②のうち、昭和19年2月18日から20年3月15日までの期間について、事業主は、申立人が19年2月18日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における資格喪失日は20年3月15日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、120円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年7月25日から19年2月18日まで  
② 昭和19年2月18日から20年7月1日まで

A社に昭和17年2月23日から20年6月末まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和19年2月18日から20年3月15日までの期間について、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）によると、A社に係る資格取得日は、19年2月18日と記載されているが、資格喪失日が記載されていないことが確認できる。

また、申立人は、「A社は昭和20年\*月の大空襲でも焼失せずに残ったが、得意先が無くなったことから、以降は後片付けをしていた。当該大空襲までは給与は支給されていたが、当該大空襲以降は支給されていない。」旨陳述しているところ、当該大空襲は、同年\*月にあったことが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は見当たらない上、申立人に係る旧台帳の前後の被保険者を確認したところ、同社に係る加入記録が確認できる複数の同僚についても資格喪失日が記載されておらず「補正不能台帳」の押印が確認できることについて、日本年金機構Bブロック本部C事務センターに照会したところ、同センターは、「A社に係る健

康保険厚生年金保険被保険者名簿は見当たらず、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び補正不能台帳の意味も不明である。」と回答しており、当時の記録管理が適切ではなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において昭和19年2月18日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨届出を社会保険出張所に対して行ったことが認められかつ、申立人の同社における資格喪失日は20年3月15日と認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る旧台帳における昭和19年2月の記録から、120円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和20年3月15日から同年7月1日までの期間について、申立人は、「召集によりD市E部隊に入隊する昭和20年7月1日までA社に勤務していた。」と陳述しているところ、厚生労働省は「当時、D市にF部隊（通称名）があり、終戦直前の昭和20年7月に召集することはあった。」旨回答しており、申立人の陳述と符合することから、申立人が当該期間に勤務していた可能性はある。

しかし、前述のとおり、申立人は、「大空襲後は後片付けをしていたが、給与は支給されなかった。」旨陳述していることから、厚生年金保険料の控除があったとは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間①について、申立人が記憶する元事業主は、所在が不明であるため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、前述のA社に係る加入記録が確認できる複数の同僚については、いずれも所在不明又は死亡しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について陳述を得ることができない。

さらに、申立人のA社に係る旧台帳によると、昭和18年7月25日に厚生年金被保険者資格を喪失し、19年2月28日に再取得している旨の記載が確認できる上、訂正等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（奈良）厚生年金 事案 14448

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和46年12月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月21日から47年1月21日まで  
A社に勤務した期間のうち、同社D工場から同社C工場に異動した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。  
当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事資料、同社の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は「昭和46年12月にA社C工場に異動した。」と陳述している上、申立人と同時期にA社C工場へ異動した同僚のB社から提出されたA社D工場に係る被保険者台帳によると、同社C工場への異動日は昭和46年12月21日となっていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和47年1月の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和46年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14449

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を 62 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

私は、平成 5 年 6 月から 19 年 12 月までの期間、A 社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主は、「申立人に、申立期間の賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した。」と回答している。

また、同僚が所持する申立期間における賞与に係る給料支給明細書によると、当該期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A 社から申立期間に係る賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人の申立期間前後の

12月の標準賞与額の記録及び同僚が所持する申立期間における賞与に係る給料支給明細書において確認できる保険料率により算出される保険料控除額から、62万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行い、保険料についても納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14450

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

私は、平成 12 年 3 月から 19 年 12 月までの期間、A 社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主は、「申立人は、パートタイマーだったため、申立期間に 10 万円の賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した。」と回答している。

また、同僚が所持する申立期間における賞与に係る給料支給明細書によると、当該期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A 社から申立期間に係る賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、事業主は10万円支給したと陳述しているものの、同僚が所持する申立期間における賞与に係る給料支給明細書において確認できる保険料率により算出される保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行い、保険料についても納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年11月から48年7月までは4万5,000円、同年8月から49年4月までは6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月1日から49年5月4日まで

厚生年金保険の加入記録では、A社の被保険者の資格取得日が昭和49年5月4日となっているが、私が所持する厚生年金基金加入員証及び企業年金連合会老齢年金証書等の年金加入記録によると、同社に係る厚生年金基金加入員資格の取得日が47年11月1日となっていることから、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する厚生年金基金加入員証及び企業年金連合会老齢年金証書等の年金加入記録、B社から提出された申立人に係る社会保険被保険者台帳、C厚生年金基金の加入員記録、D健康保険組合の被保険者記録並びに雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に昭和47年11月1日から勤務していたことが認められる。

また、B社から提出された申立人に係る社会保険被保険者台帳によると、健保・年金の資格取得年月日の欄及び失業保険の取得年月日の欄にはいずれも昭和47年11月1日と記載されていることが確認できることから、申立人に係る厚生年金基金、健康保険組合及び雇用保険の被保険者記録は、いずれも同日から確認できる。

さらに、A社の複数の同僚は、「当時は、従業員全員が正社員であり、申立

人も正社員であった。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C厚生年金基金の加入員記録及びD健康保険組合の被保険者記録から、昭和47年11月から48年7月までは4万5,000円、同年8月から49年4月までは6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人の資格取得日は、いずれも昭和49年5月4日と記載されている上、47年11月1日の被保険者資格取得届並びに厚生年金基金及び健康保険組合に行った被保険者標準報酬月額変更届のいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主が資格取得日を49年5月4日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る47年11月から49年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14452

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私は、C事業所においてD職をしていた。勤務場所及び職種の変更はなく継続して勤務していたのに、年金記録では、平成7年2月28日にグループ会社であるA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年3月1日にE事業所において同被保険者資格を取得したことになっており、被保険者記録に1日の空白があるので年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C事業所の運営管理会社であるA社の実質経営者及び元同僚の陳述等により、申立人は、申立期間において、C事業所に勤務していたことが認められる。

また、上記の実質経営者は、「申立人は、厚生年金保険の適用事業所は複数あるものの、同一の事業所（C事業所）において、申立期間前後を含めて継続して勤務していた。勤務していた全ての期間について、給与から厚生年金保険料を控除していた。申立人の記録は、平成7年3月1日付けで、A社からE事業所へ切り替えて、年金記録が継続しているという認識で記録どおりの届出を行った。」旨陳述している。

さらに、B社の登記上の代表社員は、「申立期間当時も現在も、当該実質経営者が当社の実務を行っている。」旨陳述している。

加えて、申立人と同様、申立期間前後に被保険者記録がA社からE事業所に切り替わっている複数の元同僚は、「当該実質経営者から支給された給与か

ら申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、常時使用されていた従業員が確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の実質経営者は、申立期間の保険料について納付したとしているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月1日から4年6月1日まで  
② 平成4年7月1日から同年8月1日まで  
③ 平成6年10月1日から同年11月1日まで  
④ 平成8年4月1日から同年5月1日まで

年金事務所の記録では、私がB社に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③について、同社に係る標準報酬月額は、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額より低く記録されている。

また、申立期間④について、B社及びA社に係る厚生年金保険被保険者期間に空白期間がある。

給料支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額及び被保険者期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（53 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は平成12年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。
- 2 申立期間④について、B社の元事業主、同社の関連会社であるA社の元事業主及び両社に継続して勤務していた同僚の陳述から判断すると、申立人は、B社及び関連会社であるA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の厚生年金保険料は翌月控除であるところ、申立人から提出された給料支払明細書によると、当該期間の保険料は、同社が支給した平成8年5月分の給与から控除されていることが確認できる。

さらに、事業主は、「A社は、B社から独立した会社である。申立人は、当該期間も継続して勤務し、業務内容に変更はなかった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された平成8年5月分の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び当該給料支払明細書から推認される給与支給額から、59万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、商業登記簿謄本により、同社の設立日は平成8年3月\*日であることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 3 申立期間②について、申立人は、当該期間に係る給料支払明細書を所持し

ていない上、B社の元事業主（3人）は、「当該期間当時の賃金台帳等の資料を保管していない。」と回答していることから、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人から提出された当該期間前後の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間③について、申立人から提出された当該期間に係る給料支払明細書における厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料控除額を上回っているものの、当該期間の標準報酬月額は、当時の最高等級（30 等級）の標準報酬月額であることが確認できることから、記録の訂正を行うことはできない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 14454

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年6月1日まで

B社からA社に転籍した時期である昭和42年4月1日から同年6月1日までの期間が、厚生年金保険被保険者期間の空白期間となっている。

両社はグループ企業であり、申立期間も継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」（以下「決定通知書」という。）、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の陳述により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、当時の給与計算事務担当者は、「申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していた。」旨陳述している上、申立人と同じく、昭和42年4月1日にB社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同年6月1日にA社で被保険者資格を取得した同僚が所持する給与明細書を見ると、給与から同年4月及び同年5月の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当

である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、上記決定通知書において、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間は適用事業所となっていない上、昭和42年6月6日に届出された上述の決定通知書を見ると、申立人を含む9人の被保険者の資格取得日が同年4月1日から同年6月1日に訂正されていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14455

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月30日から50年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社がB社に名称変更された時期であり、継続して勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の元取締役及び元同僚の陳述並びに雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、A社又はB社に勤務していたことが認められる。

また、上記の元取締役は、「申立期間については、仕事は継続してあったので、当該期間に勤務していた者については、給与が支給されており厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と陳述している上、申立人と同様にA社からB社に転籍した上記の元同僚は、「私は、申立期間に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたのを記憶している。」と陳述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人の元同僚は、A社において、昭和48年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、49年11月30日に同資格を喪失した後、50年8月25日に別会社において被保険者資格を再取得しているところ、当該同僚に係る雇用保険の加入記録によると、48年7月1日

から50年8月7日までの期間の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、雇用保険の加入記録から5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、所在不明のため照会することができないが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和23年8月1日）及び資格取得日（昭和23年10月21日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を2,700円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和26年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月1日から同年10月21日まで  
② 昭和26年3月29日から同年4月1日まで

申立期間①について、私は、昭和23年4月から29年3月までA社において、住み込みでC職業務を行っていたのに、年金事務所の記録では23年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年10月21日に被保険者資格を再度、取得したこととなっており、当該期間の被保険者記録が欠落している。当該期間も同社に継続して勤務していたので被保険者記録を訂正してほしい。

申立期間②について、昭和26年頃、A社から同社B工場へ異動し、再度、同社へ異動した。当該期間も継続して勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録に1か月の欠落があるので被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、年金事務所の記録ではA社において、昭和23年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月1日に被保険者資格を喪失した後、同年10月21日に同社において被保険者資格を再取得しており、申立期間①の被保険者記録が無い。

しかし、A社の回答及び同社B工場において、申立期間①に被保険者記録が確認できる複数の元同僚の陳述から、申立人は、当該期間も同社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立期間①に係る資料は無く証明はできないが、現存する昭和28年2月時点の社員名簿において、申立人は、C職部門の長であったことが確認できることから、当該期間に退社、再入社したとは考え難い。」旨回答している。

さらに、前述の申立期間①に被保険者記録が確認できる元同僚のうち一人は、「申立人は、当該期間もA社においてC職をしていた。」、ほかの一人は、「申立人は、職種及び働き方に変更はなく、当該期間もC職の責任者として勤務していた。」とそれぞれ陳述している上、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人が同社と一緒に住み込みで勤務していたとする申立人の母親は、当該期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社における申立人と同年代の元同僚の昭和23年7月及び同年8月の社会保険出張所（当時）の記録から、2,700円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険出張所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険出張所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る昭和23年8月及び同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、A社の回答及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社B工場から同社へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、「当社では転勤時における人事異動の発令日は、1日付けで行うのが通常の手続きである。」と回答していることから、昭和26年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和26年2月の社会保険出張所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月19日

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、私自身の年金記録を確認したところ、当該期間にA社から賞与が支給されたにもかかわらず標準賞与額の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の破産管財人から提出された支給控除一覧表及びB銀行C支店から提出された申立人に係る取引明細表により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の支給控除一覧表から確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成21年11月3日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（奈良）厚生年金 事案 14458

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年頃から 36 年頃まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、昭和 34 年頃から 36 年頃にかけて、A 社及び B 社に住み込みで勤務した期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

A 社及び B 社に入社した時期及び勤務期間ははっきりと覚えていないが、A 社を退職した後に、B 社に入社したと思う。また、それぞれの会社における当時の給与額は覚えていないが、健康保険被保険者証を会社からもらって、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間のうち、A 社に係る申立てについては、商業登記簿の記録によると、同社は平成 12 年に解散している上、同社の清算人は、「申立期間当時の関係資料は残っておらず、申立人が A 社に在籍していたかどうかも分からない。」と回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち、連絡先が判明した 10 人に照会を行い 6 人から回答を得たが、申立人が申立期間において、同社で勤務していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、A 社の申立期間当時の事業主及び会計事務担当者並びに申立人が記憶する当時の上司と名字が一致している者は既に亡くなっており、前述の被保険者名簿において、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況についてこれらの者から事情を聴取することができなかった。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

- 2 申立期間のうち、B社に係る申立てについては、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員の一人は、「申立人は、B社の事業主の親戚の者で、同社の仕事を手伝いに来ていたことを覚えているが、その具体的な期間は覚えていない。」旨陳述していることから、時期は特定できないものの、申立人が同社で働いていたことがうかがえる。

しかし、B社は、「申立期間当時の関係資料は残っておらず、当時の事業主も既に亡くなっており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は不明であるが、当社が社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者の資格取得に係る届出を行わずに、給与から厚生年金保険料を控除することはない。」旨回答している。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち、連絡先が判明した7人に照会を行い前述の元従業員を含む4人から回答を得たが、申立期間当時のB社における厚生年金保険の加入の取扱い及び申立人の申立期間に係る保険料控除についての陳述は得られなかった。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

- 3 このほか、A社及びB社において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を、A社又はB社の事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14459

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月頃から 30 年 4 月 25 日まで

私が中学在学中の昭和 28 年 11 月頃に、A 社（後に、B 社に名称変更）の採用試験を受け、卒業後の 29 年 4 月に入社したが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、30 年 4 月 25 日から同年 6 月 16 日までの 2 か月間しかない。

当該 2 か月間について、脱退手当金を受給したことは記憶しているが、申立期間も厚生年金保険に加入しており、給与から保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）における当該同僚の勤務期間は、申立人の申立期間とおおむね一致していることから、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間のうち一部の期間について、同社に勤務していた可能性はうかがえる。

しかし、申立期間当時の事業主及び事務担当者と思われる者は死亡している上、B 社の元事業主は、「当時の資料は現存していないことから詳細については不明であるが、厚生年金保険に加入する前の従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはないと思う。」と回答しており、申立人の申立期間に係る具体的な勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A 社において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 28 年 10 月 1 日から昭和 32 年頃までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したところ、3 人から回答があったが、いずれも申

立人を記憶しておらず、申立人の申立期間に係る具体的な勤務実態及び厚生年金保険料控除について陳述を得ることができない。

さらに、前述の回答のあった3人の同僚のうち、自身の入社日を記憶している同僚は、「私も入社日から厚生年金保険に加入するまでに2年程度の空白期間がある。その期間に、給与から厚生年金保険料が控除されていたかについては分からない。」旨陳述している。

加えて、申立人及び同僚の陳述から、A社の当時の従業員数は、少なくとも10人以上であったと考えられるところ、同社に係る被保険者名簿によると申立期間の被保険者は4人であることから、当時、同社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 14460

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月1日から25年2月14日まで

私は、申立期間にA社で勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人が記憶する元従業員の名字と一致する二人の被保険者が、申立期間に被保険者資格を取得していることが確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していた可能性はうかがえる。

しかし、A社は昭和41年12月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録が確認できる24人の元従業員のうち、前述の二人の元従業員は所在が不明であり、唯一、所在が判明した元従業員は申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態等について陳述を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和22年11月1日（当時は、B社）であり、申立期間のうち、同年9月1日から同年10月31日までの期間は適用事業所となる前の期間である。

加えて、A社に係る被保険者名簿によると、申立人の氏名は確認できず、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無い上、訂正等の不自然な点も見られ

ない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から同年9月1日まで

私は、国民学校を卒業した後、昭和19年4月1日に職業紹介所を通じてA社に就職し、20年2月頃まで同社B工場に勤務していたが、年金事務所の記録によると、厚生年金保険の加入記録は、19年9月1日からとなっている。同社同工場には、同年4月1日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B工場には、昭和19年4月1日から勤務していた。」と主張している。

しかし、A社B工場は、昭和20年3月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、同社において申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、申立人と同年度生まれの被保険者は申立人を除き12人（申立人が、同時期に入社したと記憶する5人の元従業員を含む。）確認できるものの、11人の被保険者は所在が確認できず、所在が確認できた被保険者も、「申立人を記憶していない。」と陳述していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態等について陳述を得ることができない。

さらに、A社B工場に係る被保険者名簿、申立人及び前述の5人の元従業員に係る厚生年金保険被保険者台帳並びに厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人及び当該元従業員5人とも、被保険者の資格取得日は昭和

19年9月1日であり、オンライン記録と一致している上、訂正等の不自然な点も見当たらない。

加えて、A社及び同社B工場に係る被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得している全ての被保険者の記録を視認したが、申立人に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14462

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月1日から36年2月24日まで  
② 昭和36年10月21日から37年7月26日まで

年金事務所の記録によると、A社及びB社で勤務した申立期間に係る脱退手当金を受給したことになるが、私は、脱退手当金という制度を知らなかったため、請求手続をしておらず、受給した記憶も無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間①及び②とも、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているが、当該期間後の被保険者期間は別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために、その後は異なる記号番号になったと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 14463（和歌山厚生年金事案 572 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、A社で勤務した申立期間について、脱退手当金が支給されているが、私は、当時、脱退手当金の制度を知らず、受給した記憶は無いので、年金記録確認和歌山地方第三者委員会（当時。以下「和歌山委員会」という。）に記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。同委員会の判断に納得がいかないため、再度、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその後9ページまでに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日の前後約2年以内に資格を喪失した27人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む22人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち18人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことを示すゴム印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和37年9月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、既に和歌山委員会の決定に基づき、平成22年9月1日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「脱退手当金を請求し、受給した記憶は無いので調査してほしい。」と前回と同様の主張をしているが、当該主張は和歌山委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 近畿（和歌山）厚生年金 事案 14464

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 26 日から 36 年 11 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に昭和 35 年 6 月に入社し、41 年 8 月まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。一緒に入社した私の弟は、35 年 8 月 26 日から厚生年金保険に加入しているのに、私の当該期間の加入記録が無いことに納得がいかないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の在籍期間及び厚生年金保険料控除等については不明である。」と回答している上、申立期間当時の事業主は所在不明であり、当時の社会保険事務担当者も特定できないことから、申立人の申立期間における保険料控除等について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 36 年 11 月 1 日以前に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚自身が記憶する入社日と被保険者の資格取得日を見ると、いずれも被保険者の資格取得日は、入社日より相当期間経過した後であることが確認できる上、当該複数の同僚のうち、申立人と同日に被保険者資格を取得した同僚は、「入社して厚生年金保険に加入するまでは、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と陳述している。

さらに、兄弟 3 人ともA社に勤務したとする同僚は、「兄は私よりも先に入社し、弟は私よりもずっと後に入社した。」と陳述しているところ、当該 3 人

の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日を見ると、当該同僚は昭和 35 年 11 月 1 日であるのに対し、兄と弟はいずれも 36 年 8 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から32年4月21日まで  
年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっているが、脱退手当金を受け取った記憶は無く、同手当金制度も知らなかった。  
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記載されているページを含む前後計9ページに記載されている女性従業員91人（申立人を除く。）のうち、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和32年4月21日から前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしていた61人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、59人に支給記録が確認でき、そのうちの57人は、資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時の人事担当者に確認したところ、当時は退職者が多かったため、退職説明会を行い、脱退手当金を受給するか否かの判断及び手続は本人が行うよう説明していた。」と回答しているところ、上記の女性従業員61人のうち、回答が得られた10人中4人は、「退職時に事業所から脱退手当金の説明を聞いた。」と回答しており、そのうちの2人は、「当該説明を聞いた後、自身で脱退手当金の手続を行い、同手当金を受給した。」と回答している。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和32年7月31日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱

退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さ  
はうかがえない。

加えて、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日は通算年金制度創設前  
あり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できな  
かったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかが  
えない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱  
退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申  
立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 6 月 1 日から 31 年 4 月 15 日まで  
② 昭和 31 年 6 月 29 日から 33 年 6 月 30 日まで

年金事務所の記録では、A社及びB社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等の記録を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「34. 4. 14 回答済」の記載が確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、昭和 34 年 6 月 20 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 近畿（福井）厚生年金 事案 14467

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年頃から53年頃まで  
② 昭和55年頃から57年頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社、B社、C社、D社及びE社で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。

しかし、申立期間①については、A社及びB社において、また、申立期間②については、C社、D社及びE社において勤務したことがあるので、当該事業所で勤務した期間を、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人は、「申立期間①は、A社及びB社において勤務したことがあり、厚生年金保険に加入していた。」と申し立てている。

しかしながら、申立人が勤務していたと主張している2社のうち、A社については、同社は、「当時の資料を保存していないため、申立人の申立期間①における勤務実態等については分からない。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社（本社及び工場）において、申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録の確認ができる元従業員36人に照会したところ、回答があった16人とも、「申立人がA社において勤務していたことを記憶していない。」と回答している上、申立人は、同社における上司及び同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態等について陳述を得ることができない。

さらに、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録を確認すること

ができない。

B社については、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 61 年 8 月 1 日であり、申立期間①については適用事業所となる前の期間である上、同社は、「当時、申立人に該当する者はいない。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 61 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している取締役は、「当社の前身である事業所が開設したのは昭和 53 年 9 月であり、私は当時から勤務しているが申立人を覚えていない。」と陳述している上、申立人は、同社における上司及び同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態等について陳述を得ることができない。

さらに、申立人のB社における雇用保険の被保険者記録を確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「申立期間②は、C社、D社及びE社において勤務したことがあり、厚生年金保険に加入していた。」と申し立てている。

しかしながら、申立人が勤務していたと主張している3社のうち、C社については、同社は、平成 24 年 6 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は「当時の資料を保存していない。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、C社において、申立期間②に厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員 17 人に照会したところ、回答があった 12 人とも、「申立人がC社において勤務していたことを記憶していない。」と回答している上、申立人が記憶する同僚について、同社における健康保険厚生年金保険被保険者原票において、被保険者記録を確認できないことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態等について陳述を得ることができない。

さらに、申立人のC社における雇用保険の被保険者記録を確認することができない。

D社については、同社は、平成 12 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主及び元給与計算・社会保険事務担当者に照会したが回答が得られないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、D社において、申立期間②に被保険者記録が確認できる元従業員 26 人に照会したところ、回答のあった 6 人のうち 5 人は、「申立人が、D社において勤務していたことを記憶していない。」と回答（残りの 1 人は、申

立人が勤務していたことを記憶していると回答しているが、当該同僚が記憶する申立人が同社に勤務していたとする期間において、申立人は別の事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録がある。) しており、申立人の申立期間②に係る勤務実態等について陳述を得ることができない。

さらに、前述回答のあった6人のうちパートタイマー勤務であったとする元従業員1人は、「入社後しばらく経過してから、会社から厚生年金保険に加入するかどうかを聞かれて加入したが、加入しない従業員もいた。」と回答している上、オンライン記録によると、当該元従業員は、自身が記憶する入社日から約8か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が記憶する同僚について、D社における厚生年金保険の被保険者記録を確認できない。

また、申立人のD社における雇用保険の被保険者記録を確認することができない。

E社については、同社は、「申立期間当時に勤務していた元従業員によると、申立人は、パートタイマーとして勤務していたものの、当時の資料を保存していないため、申立人の申立期間②における勤務実態等については分からない。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、E社において、申立期間②に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元従業員27人に照会したところ、同社における厚生年金保険の取扱いについて回答のあった12人のうち3人は、「本人の希望により、厚生年金保険に加入しない従業員もいた。」、ほかの2人は、「職種及び勤務形態により加入しない従業員もいた。」とそれぞれ回答しており、同社では、申立期間②において、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人のE社における雇用保険の被保険者記録を確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る各事業所において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る各事業所において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。